

別表第3（旅客施設）

	旅客施設等整備基準
	旅客施設にあつては、次のアからクまでに定めるところによること。 ア 公共用通路（当該旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、当該旅客施設の外部にあるものをいう。）と法第2条第8号に規定する車両等の乗降口との間の経路は、次の（ア）から（ケ）までに定めるところによること。 （ア）出入口は、高齢者、障がい者等が通行することができるものとする。 （イ）通路は、高齢者、障がい者等が通行することができるものとする。 （ウ）階段は、高齢者、障がい者等が利用することができるものとする。 （エ）床面に高低差がある場合（施行規準で定める場合を除く。）にあつては、高齢者、障がい者等が利用することができる傾斜路又はエレベーターを設けること。 （オ）エスカレーターは、視覚障がい者等が利用することができるものとする。 （カ）改札口は、高齢者、障がい者等が通行することができるものとする。 （キ）プラットホームは、高齢者、障がい者等が利用することができるものとする。 （ク）移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年令第111号。以下「移動等円滑化基準」という。）第2条第1項第8号に規定するバスターミナルの乗降場は、高齢者、障がい者等が利用することができるものとする。 （ケ）移動等円滑化基準第2条第1項第10号に規定する旅客船ターミナルの乗降用設備（移動等円滑化基準第24条に規定する乗降用設備をいう。）は、高齢者、障がい者等が利用することができるものとする。 イ 便所は、高齢者、障がい者等が利用することができるものとする。 ウ 乗車券等販売所、待合所及び案内所は、高齢者、障がい者等が利用することができるものとする。 エ 券売機は、高齢者、障がい者等が利用することができるものとする。 オ 高齢者、障がい者等が利用することができる休憩のための設備を設けること。 カ 移動等円滑化基準第2条第1項第10号に規定する旅客船ターミナルにおいて視覚障がい者が水面に転落するおそれがある場所には、転落を防止するための設備を設けること。 キ 附属する駐車場（機械式のものを除く。）には、車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分を設けること。 ク 誘導を標示する線状ブロック及び警告を標示する点状ブロックの敷設その他高齢者、障がい者等をはじめすべての市民に配慮したわかりやすい案内標示を行うこと。
特定施設	技術的細目
ア 経路	経路は、次に定めるところによることとし、乗降場ごとに1以上設けること。 （1）出入口は、次に定める構造とすること。 ア 出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。 （ア）幅は、90センチメートル以上とすること。 （イ）自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ前後に平坦な部分を設けること。 ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由により、やむを得ず段を設ける場合は、第4号に定める構造の傾斜路を併設すること。 エ 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅にあつては、当該出入口又は改札口）の付近には、旅客施設の構造及び移動円滑化のための主要な設備（施行規準第4条第2号の規定により、エレベーターを設けないものにあつては、旅客施設と一体的に利用される隣接した他の施設のエレベーターを含む。）の配置を表示した触知図案内板その他の設備を設けること。 （2）通路は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由により、やむを得ない場合は、通路の末端付近に車いす使用者が転回することができる広さを有する場所を設けるとともに、通路の50メートル以内ごとに車いす使用者が転回することができる広さを有する場所を設けた上で、その幅を120センチメートル以上とすることができる。 が転回することができる広さを有する場所を設けた上で、その幅を120センチメートル以上とすることができる。 イ 戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。 （ア）幅は、90センチメートル以上とすること。 （イ）自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ平坦な部分を設けること。

	ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由により、やむを得ず段を設ける場合は、第4号に定める構造の傾斜路を併設すること。 エ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 オ 段を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (ア) 回り段としないこと。 (イ) 手すりを設けること。 (ウ) 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 (エ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により、段を容易に識別できるものとする。 (オ) 段鼻の突き出しがないこと等により、つまずきにくい構造とすること。 (カ) 起点及び終点には、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。 カ 照明設備を設けること。 (3) 階段は、次に定める構造とすること。 ア 回り階段としないこと。 イ 手すりを両側に設けること。 ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を点字により表示すること。 エ 踏面の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 オ 踏面の端部とその周辺の部分との色の明度の差が大きいこと等により、段を容易に識別できるものとする。 カ 段鼻の突き出しがないこと等により、つまずきにくい構造とすること。 キ 階段の両側には、立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 ク 起点及び終点には、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。 ケ 照明設備を設けること。 (4) 傾斜路は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 勾配は、12分の1以下とすること。ただし、傾斜路の高さが10センチメートル未満の場合は、8分の1以下とすることができる。 ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。 エ 手すりを両側に設けること。 オ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 カ 両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 キ 上端及び下端に近接する踊場の部分には、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。 (5) エレベーターは、次に定める構造とすること。 ア かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 イ かごの幅は、140センチメートル以上とし、奥行きは、135センチメートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降することができる構造のもの（別表第2特定施設オ【エレベーター】技術的細目第1号イ①から③に規定するエレベーター）については、この限りでない。 ウ 乗降ロビーには、車いす使用者が操作しやすい専用の乗場ボタン（かご及び昇降路の出入口の戸の開放時間を延長する機能を有したものに限る。）を設けること。 エ かご内の左右両面（二の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する機能を有するものにあつては、片面）の側板中央あたりに、次に掲げる装置を有する車いす使用者専用の操作盤（従たるものにあつては、（イ）に掲げる装置を除く。）を設けること。 (ア) ウに規定する機能を有する行き先ボタン。 (イ) 呼びボタン付きのインターホン。 オ かご内に、車いす使用者が乗降する際に、かご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を、可能な限り低い位置から設けること。ただし、イただし書きに規定する場合は、この限りでない。 カ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備を設けること。 キ かご内の左右両面の側板に、手すりを設けること。 ク 次に掲げる表示を点字により行うこと。 (ア) 一般用の乗場ボタン及び乗場階の表示。 (イ) かご内の一般用の主たる操作盤の各ボタンの表示。 ケ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置とそれを音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入り口の戸が開いた時に、かごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける場合又は当該エレベーターが二の階のみに停止する場合は、この限りでない。 コ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置
--	---

	を設けること。 サ 乗降ロビーの一般用の乗場ボタンの前の床面には、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。 シ かご内の一般用の主たる操作盤には、停電等の非常の場合に、外部の対応の状況を表示する聴覚障がい者に配慮した装置を設けること。 ス かご及び昇降路の出入口の戸に、ガラス等をはめ込み、又はその他の装置を設けることにより、かごの外部から内を見ることができる構造とすること。 セ 乗降ロビーの幅及び奥行きを、それぞれ 150 センチメートル以上とすること。 (6) エスカレーターを設ける場合は、次に定める構造とすること。 ア 踏段等の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。 イ 昇降口に音声により、昇降又は移動の方向等を通報する装置を設けること。 ウ 踏段等の端部とその周辺の部分との色の明度差が大きいこと等により、踏段相互の境界を容易に識別できるものとする。 エ くし板と踏段等との色の明度差が大きいこと等により、くし板と踏段との境界を容易に識別できるものとする。 オ 昇降口に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。 カ 幅は、80 センチメートル以上とするとともに、踏段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造とし、かつ車止めを設けること。ただし、第 5 号に定めるエレベーターを設置している場合は、この限りでない。 (7) 1 以上の改札口の幅は、80 センチメートル以上とすること。 (8) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示すること。 (9) プラットホームは、次に掲げる構造とすること。 ア プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとする。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きい時は、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。 イ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。 ウ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により、車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備を 1 以上備えること。 エ 排水のための横断勾配は、1 パーセントを標準とすること。（ホームドア又は可動式ホーム柵を設けたプラットホームを除く。）。 オ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。 カ ホームドア、可動式ホーム柵、警告を標示する内方線付き点状ブロックその他の視覚障がい者の転落を防止するための設備を設けること。 キ プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵を設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。 ク 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること（ホームドア又は可動式ホーム柵を設けたプラットホームを除く。）。ただし、電気設備がない場合、その他技術上の理由により当該設備を設けることができない場合は、この限りでない。 ケ 照明設備を設けること。 (10) バスターミナルの乗降場は、次に定める構造とすること。 ア 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。 イ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下「自動車用場所」という。）に接する部分には、柵、警告を標示する点状ブロックその他の視覚障がい者の自動車用場所への進入を防止するための設備を設けること。 ウ 当該乗降場に接して停留する自動車に、車いす使用者が円滑に乗降できる構造とすること。 (11) 旅客船ターミナルの乗降用設備は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、90 センチメートル以上とすること。 イ 手すりを設けること。 ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。 (12) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る高齢者、障がい者等が通行することができる経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。 (13) 主たる乗継ぎ経路と高齢者、障がい者等が通行することができる乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。
--	--

イ 便所	(1) 便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。 ア 経路と便所との間の通路のうち、1 以上は特定施設ア【経路】第 2 号に規定する構造とすること。 イ 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（可能な限り音声付）並びに便房等の配置や和式、洋式の別を視覚障がい者に示すための触知図案内板を設けるとともに、その前の床面に警告を標示する点状ブロックを敷設すること。 ウ 出入口の幅は、80 センチメートル（内部に車いす対応便房を設ける場合は 85 センチメートル）以上とすること。 エ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 オ 男子用小便器を設ける場合は、1 以上を床置き式小便器その他これに類する形状のものにするとともに、手すりを設けること。 (2) 便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は前号に定めるもののほか、次に定める構造によること。 ア 出入口に高低差がある場合には、特定施設ア【経路】第 4 号に定める構造の傾斜路を設けること。 イ 1 以上の洗面器又は手洗器には、レバー式・光感知式等による水栓を設けること。 ウ 次に定める構造の車いす使用者が円滑に利用することができる構造の便房及び高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がそれぞれ又は同一の便房として 1 以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上）設けること。 (ア) 車いす使用者が利用可能な広さを有すること。 (イ) 出入口幅は、85 センチメートル以上とすること。 (ウ) 出入口をアコードオン形式以外の引き戸（構造上やむを得ない場合にあっては、外開き戸）とすること。 (エ) 洋風便器を設けること。 (オ) 左右からの移乗が円滑に行えるよう、両側に手すりを設けること。 (カ) 便座に腰掛けたまま手の届く位置で操作することができる、靴べら式・光感知式等による大便器洗浄装置を設けるとともに点字表示をすること。 (キ) ペーパーホルダーは、便座に腰掛けたまま手の届く位置に設けること。 (ク) 1 以上の洗面器又は手洗器は、可能な限りひざが入るようにすること。 (ケ) 車いす使用者も利用することができるよう高低 2 箇所に、衣服を掛けるための金具等を設けること。 (コ) 施錠装置は容易に操作できるものとし、外側からも合鍵等で開けられるようにすること。 (サ) 外側に「使用中」の表示ができるようにすること。 (シ) 洗面器に鏡を設ける場合は、すべての人が利用することができるよう配慮すること。 (ス) だれが使用しても良いことを標示するとともに点字表示をすること。
ウ 乗車券等 販売所等	(1) 乗車券等販売所、待合所及び案内所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に定める構造とすること。 ア 経路と乗車券等販売所、待合所及び案内所との間の経路における通路のうち、1 以上は特定施設ア【経路】第 2 号に掲げる構造によること。 イ 出入口を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に定める構造とすること。 (ア) 出入口幅は、80 センチメートル以上とすること。 (イ) 戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。 - 幅は、80 センチメートル以上とすること。 - 自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過することができる構造のものとすること。 - 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由により、やむを得ず段を設ける場合は、特定施設ア【経路】の項第 4 号に定める構造の傾斜路を併設すること。 (ウ) カウンターを設ける場合は、そのうち 1 以上は車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものとすること。ただし、カウンターの前に出て、車いす使用者に対応できる者が常駐する場合にあっては、この限りでない。 ウ 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障がい者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。
エ 券売機	(1) 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち 1 以上は障がい者等の円滑な利用に適した構造のものとすること。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

オ 休憩設備	(1) 高齢者、障がい等が利用することができる休憩のための設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
カ 附属する 駐車場	(1) 別表第2特定施設ケ【附属する駐車場】技術的細目に規定する構造とすること。
キ 案内標示	(1) 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって、公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、誘導を標示する線状ブロック及び警告を標示する点状ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により、視覚障がい者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。 (2) 前号の規定により、視覚障がい者誘導用ブロックが敷設された通路等と特定施設ア【経路】第1号エの規定により設けられる触知図案内板その他の設備、第5号ク（ア）の規定により設けられる乗降ロビーの操作盤、又は便所の出入口及び特定施設ウ【乗車券等販売所等】の項に定める構造の乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、前号ただし書きに規定する場合は、この限りでない。 (3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの起点及び終点に近接する通路等には、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。 (4) 第1号から前号までの規定にかかわらず、旅客船ターミナルの乗降口設備その他波浪による影響により、旅客が転倒するおそれがある場所には、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設しないことができる。 (5) 車両・船舶等の運行（運航を含む。）に関する情報を、文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (6) エレベーター等の昇降機、便所又は乗車券等販売所（以下「移動円滑化のための主要な設備」という。）の付近には、移動円滑化のための主要な設備がある旨を標示すること。 (7) 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅にあつては、当該出入口又は改札口）の付近には、旅客施設の構造及び移動円滑化のための主要な設備（施行規準第4条第2号の規定によりエレベーターを設けないものにあつては、旅客施設と一体的に利用される隣接した他の施設のエレベーターを含む。）の配置を表示した触知図案内板その他の設備を設けること。 (8) 列車に車いす使用者が利用することができる部分を設ける場合にあつては、当該部分に通ずる旅客用乗降口の位置をプラットホーム上に標示すること。ただし、当該位置が一定していない場合にあつては、この限りでない。